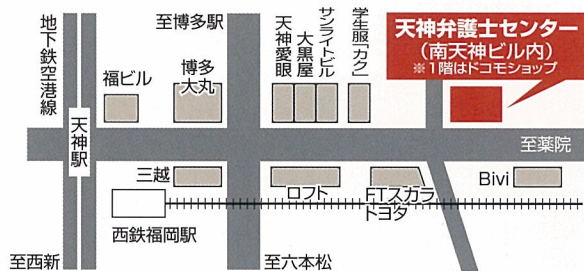


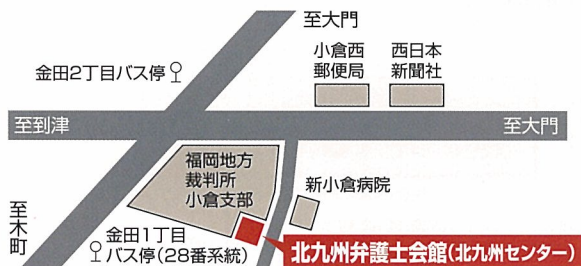
## お問い合わせ先

### ○天神弁護士センター ☎092-741-3208



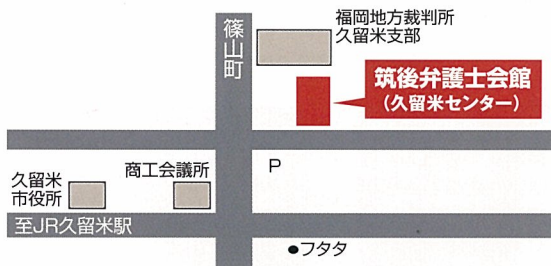
●月～金曜日/9:00～19:00 ●土・日・祝日/9:00～13:00  
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル 天神弁護士センター内

### 北九州法律相談センター ☎093-561-0360



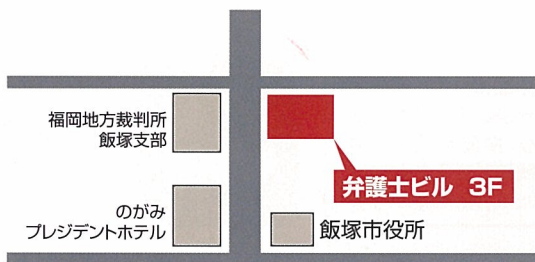
●月～金曜日/9:30～12:30/13:30～15:30  
〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2 裁判所構内 北九州弁護士会館内

### 久留米センター ☎0942-30-0144



●月～金曜日/10:00～11:30/13:00～16:00  
〒830-0021 久留米市篠山町11番地5 筑後弁護士会館内

### 飯塚法律相談センター ☎0948-28-7555



●月～金曜日/13:00～16:00  
〒820-0004 飯塚市新立岩6-16 弁護士ビル3階

時間をかけずに  
トラブルを  
解決したい。

裁判までするのは  
ちょっと…  
でも、このままでは  
納得できない。

あまり  
費用をかけずに  
トラブルを  
解決したい。

そんなときこそ、

弁護士会の

**あっせん仲裁**

紛争解決センターで解決しよう!



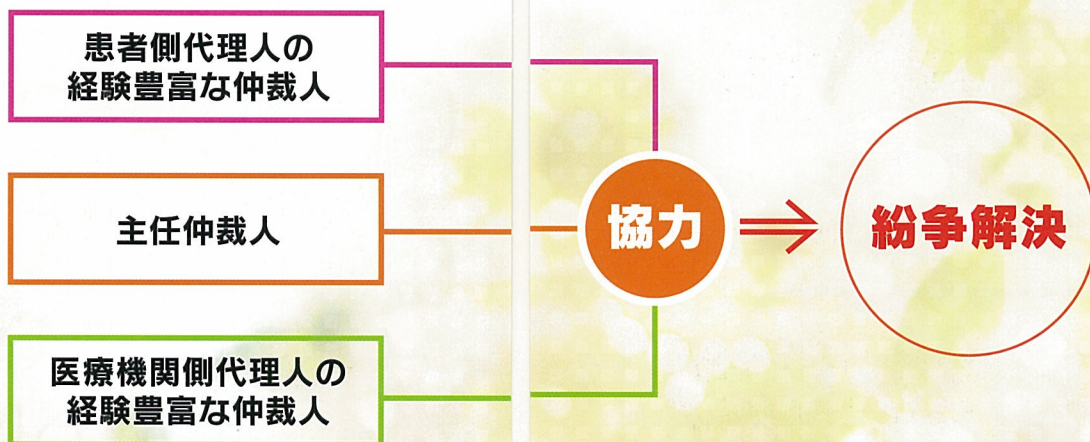
福岡県弁護士会  
紛争解決センター

# 医療ADRのお知らせ

《平成21年10月1日創設》

従来、医療紛争は専門性が高く話し合  
21年10月1日から医療事件を多数  
ADRが開設されることとなりました。

いは難しいと考えられてきましたが、平成  
扱う経験豊富な弁護士が仲裁人となる医療



医療紛争の実態を良く知っている弁護士  
医療紛争に関する問題につき充実した話

が仲裁人に加わるため、従来理解されづかった  
し合いが行われます。

# 弁護士会の 紛争解決センターってなに？

# 紛争解決センターの費用は？

## Q1 紛争解決センターではどんなことをするの？

仲裁人がトラブルについて当事者双方の言い分を聞いた上で、法律的な観点から方針を示したり、解決案を提示して話し合いで解決できるように「あっせん」をしたり、あるいは当事者双方からの申し出があれば、裁判所の判決に相当する『仲裁判断』を出します。

## Q2 どんなトラブルについて利用できるの？

事案の種類や金額の多少は問いません。各種の事故の損害賠償、金銭のトラブル、家庭内のめんどごと、相続問題、従業員の解雇をめぐるトラブル等様々な事案に幅広く利用できます。

## Q3 どんな人が仲裁人としてあっせん・仲裁をしてくれるの？

経験豊富な弁護士が仲裁人になります。仲裁人は双方の言い分をよく聞いたうえで、公平・中立な立場で妥当な解決をはかるように努力します。

必要に応じ各分野の専門家の助言を得ることもできます。

## Q4 どれくらい時間がかかるの？

早期の解決を目指しますのでおおよそ3ヶ月程度で解決するよう努力します。そのため、1回ごとに十分な時間をとります。

## Q5 紛争解決センターを利用するにはどうしたらいいの？

まず弁護士による法律相談を受けていただく必要があります。その上で、弁護士から紛争解決センター宛の紹介状の交付を受けて、それを紛争解決センターへ提出して下さい。  
(注)交通事故の場合は、交通事故相談所の交通相談でも構いません。

**天神センター** 092-741-3208

**北九州センター** 093-561-0360

**久留米センター** 0942-30-0144

**飯塚センター** 0948-28-7555

### 申立手数料

### 申立人 1件につき10,000円

(消費税は別途必要になります)

仲裁申立時に支払っていただきます。

特別の事情がある場合は減額または免除されることがあります。(第1回期日前に申立が取り下げられたときは半額が返還されます。)

### 成立手数料

### 申立人・相手方 双方で負担

(消費税は別途必要になります)

仲裁判断がなされた場合または和解が成立した場合に、仲裁判断書・和解契約書に示された解決額を基準として次の割合により、成立手数料を算定し、原則としてこれを申立人と相手方で半分ずつ支払っていただきます。

※なお、特別の事情があるときは減額又は免除されることもありますので、仲裁人にご相談ください。

| 解決額                  | 割合        |
|----------------------|-----------|
| 100万円までの場合           | 8%        |
| 100万円を超え300万円までの場合   | 5%+3万円    |
| 300万円を超え3,000万円までの場合 | 1%+15万円   |
| 3,000万円を超える場合        | 0.5%+30万円 |

### 成立手数料 早見表

※通訳・鑑定等が必要な場合には、別途実費を負担していただくことになります。

| 解決額     | 成立手数料額(双方で負担する合計額) |
|---------|--------------------|
| 10万円    | 8,000円             |
| 30万円    | 24,000円            |
| 50万円    | 40,000円            |
| 100万円   | 80,000円            |
| 300万円   | 180,000円           |
| 500万円   | 200,000円           |
| 700万円   | 220,000円           |
| 1,000万円 | 250,000円           |
| 5,000万円 | 550,000円           |

(消費税は別途必要になります)

# 紛争解決センターの 手続の流れ



## ご注意

申立だけで時効を中断することはできませんのでご注意ください。

## 法律相談前置主義

申立の前に、あっせん・仲裁に適する事案かどうかの点を含め、弁護士による法律相談を受け、紹介状の交付を受けてください。

トラブル  
発生

法律相談

申立手数料

1件につき**10,000円**

(申立人のみ。消費税は別途必要になります。)

紛争解決センター受付

仲裁人を選びます

仲裁人は経験豊富な  
弁護士、元裁判官等が  
中心となっています。

相手方がどうしても期日に出席しない  
場合は手続きを進められません。

相手の方も、とにかく申立人の言い分を聞いて  
みようというお気軽な気持ちで是非ご出席  
ください。

相手方へ通知して出席を呼びかけます

あっせん・仲裁のための期日

## ご注意

仲裁人の仲裁判断には原則として不服申立  
ができませんので、ご注意ください。

仲裁の  
合 意

仲裁判断

仲 裁  
判断書

仲裁判断は裁判所の  
判決と同じ効力があり、仲裁判断書で強  
制執行もできます。  
(ただし、執行判決が必要です)

成立手数料  
(申立人・相手方双方)

和 解  
成 立

和 解  
契約書

※あっせん・仲裁では、必要に応じ  
て次の専門委員に参加いただき  
適切な解決を目指します。  
医師、建築士、行政書士、公認会  
計士、司法書士、社会保険労務  
士、税理士、土地家屋調査士、不  
動産鑑定士、弁護士

和 解  
不 成 立

仲裁人が立会人とな  
り、申立人・相手方双  
方の署名・押印を得  
て和解契約書を作成  
します。